

防犯だより

平成25年6月5日
富山県警察本部
生活安全企画課

富山県「事業者との安全なまちづくりパートナーシップ事業」について

今回は、主に事業者の方向けの話になりますが、県が昨年から取り組んでいる、富山県「事業者との安全なまちづくりパートナーシップ事業」について紹介します。
詳しい情報は県ホームページ内の特設サイトに掲載されていますので、併せてご覧ください。



シンボルマーク

<特設サイトURL>

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1004/partnership/index.html>

パートナーシップ事業とは？

県は、地域ぐるみの安全なまちづくりを推進するため、防犯や交通安全活動に取り組む事業者の方を「**パートナー事業者**」として登録し、その活動を支援しています。

－主な事業の目的－

- 「地域の安全は地域全体で守る」という視点から、より多くの事業者の方に活動してもらうこと。
- 活動をきっかけに、地域のパトロール隊などと繋がりをもってもらうこと。

対象者は？

積極的に地域の防犯・交通安全活動に取り組んでもらえる事業者の方（概ね5名以上）ならどなたでも登録できます。

登録数369事業所（平成25年5月末現在）

※本事業活動が可能な事業者の支社も含む

メリットは？

- ① **登録資材の交付**
（登録証、ステッカー20枚、卓上のぼり4本）
- ② **本事業のシンボルマークの使用**
（自社製品及び広告などに自由に使用できます）
- ③ **登録情報の紹介**（特設サイトにて）
- ④ そのほか、**情報提供、資材支援、研修会の開催**など積極的に取り組むための活動支援を実施しています！

登録から活動までの流れは？

- ① **登録申込**「登録票」「活動メニュー表」を提出
- ② **登録完了後**「登録証」が届きます。
- ③ **活動開始！**
※年1回「活動報告書」を提出してください。
※詳しくは、県の特設サイトを確認するか、県の担当者までお問い合わせください。
<お問い合わせ>
富山県防災・危機管理課 安全なまちづくり班
tel : 076-444-4124（直通）

どんな活動をすれば良い？

- 活動内容については「**防犯活動**」と「**交通安全活動**」に分かれています。以下は一例です。
 - ・ **従業員の防犯/交通安全意識の高揚**～社内放送、ポスター掲示等による従業員への情報発信など
 - ・ **顧客に対する防犯/交通安全情報提供・啓発活動**～自社製品や印刷物、封筒等へのスローガンやメッセージの掲載、広報誌やホームページの活用等による顧客への情報発信など
 - ・ **地域における防犯/交通安全の啓発・パトロール活動**～事業所周辺の危険箇所の確認、地域住民を対象とした講習会等の開催、防犯パトロール隊の結成、防犯ボランティアの実施など



本事業を積極的に活用することにより、防犯や交通安全活動による**地域への社会貢献**、さらに啓発活動を通じて**社員の皆さまの防犯・交通安全意識の向上**が期待できます。

パートナー事業者として「安全なまちづくり」「犯罪の起きにくいまちづくり」の実現に向け、**地域ぐるみの活動**に取り組みみましょう！

<お問い合わせ>

富山県防災・危機管理課 安全なまちづくり班 TEL : 076-444-4124（直通）